

長浜市空家等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 3 2 号

長浜市空家等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長浜市空家等に関する条例施行規則（平成28年長浜市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（実態調査等）」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第4条を次のように改める。

（特定空家等の認定）

第4条 市長は、空家等が長浜市特定空家等及び管理不全空家等判断基準（平成28年長浜市告示第307号）第3条に規定する特定空家等として認定する判断基準に該当すると判断したときは、当該空家等を特定空家等として認定することができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行ったときは、当該特定空家等の所有者等に対し、特定空家等認定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による認定を行おうとする場合は、長浜市空家等対策推進会議の意見を聴くものとする。

第10条を第13条とする。

第9条第1項中「様式第12号」を「様式第16号」に改め、同条第2項中「様式第13号」を「様式第17号」に改め、同条第3項中「様式第14号」を「様式第18号」に改め、同条を第12条とする。

第8条第1項中「様式第10号」を「様式第14号」に改め、同条第2項中「様式第11号」を「様式第15号」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「様式第9号」を「様式第13号」に改め、同条を第10条とする。

第6条第1項中「様式第7号」を「様式第11号」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第12号」に改め、同条を第9条とする。

第5条第1項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第9号」に改め、同条第3項中「様式第6号」を「様式第10号」に改め、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

（管理不全空家等の認定）

第5条 市長は、空家等が長浜市特定空家等及び管理不全空家等判断基準第3条に規定する管理不全空家等として認定する判断基準に該当すると判断したときは、当該空家等を管理不全空家等として認定することができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行ったときは、当該特定空家等の所有者等に対し、管理不全空家等認定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（特定空家等の認定取消）

第6条 市長は、特定空家等の所有者等が必要な措置を講じた旨の報告をした場合は、現状の確認を行い、特定空家等の状態が改善されて長浜市特定空家等及び管理不全空家等判断基準第3条に規定する特定空家等として認定する判断基準に該当しないと認めるときは、第4条第1項の規定による特定空家等の認定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、当該特定空家等の所有者等に対し、特定空家等認定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(管理不全空家等の認定取消)

第7条 市長は、管理不全空家等の所有者等が必要な措置を講じた旨の報告をした場合は、現状の確認を行い、管理不全空家等の状態が改善されて長浜市特定空家等及び管理不全空家等判断基準第3条に規定する管理不全空家等として認定する判断基準に該当しないと認めるときは、第5条第1項の規定による管理不全空家等の認定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、当該管理不全空家等の所有者等に対し、管理不全空家等認定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。様式第14号中「第9条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第13号中「第9条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第12号中「第9条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第11号中「第8条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第10号中「第8条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第9号中「第7条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第8号中「第6条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第7号中「第6条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第6号中「第5条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第5号中「第5条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第4号の次に次の4様式を加える。

年 月 日

様

長浜市長

特定空家等認定通知書

あなたが所有（管理）する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められましたので通知します。

今後は、長浜市空家等に関する条例及び同施行規則に基づき、指導、勧告、命令等の必要な措置を講じることになりますので、早期にご対応くださるようお願いいたします。

ご不明な点がありました場合や既に解体、改修等の措置をされている場合は、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

所有者（管理者）の住所及び氏名

2 特定空家等と認められる理由

3 連絡先

年 月 日

様

長浜市長

管理不全空家等認定通知書

あなたが所有（管理）する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められましたので通知します。

今後は、長浜市空家等に関する条例及び同施行規則に基づき、指導、勧告等の必要な措置を講じることになりますので、早期にご対応くださるようお願いいたします。

ご不明な点がありました場合や既に解体、改修等の措置をされている場合は、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地

所有者（管理者）の住所及び氏名

2 管理不全空家等と認められる理由

3 連絡先

年 月 日

様

長浜市長

特定空家等認定取消通知書

あなたが所有（管理）する下記の空家等は、必要な措置を講じられ、空家等の状態が改善されたことにより、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に定める「特定空家等」とする認定を取消しましたので通知します。

ご不明な点がありました場合は、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 対象となる空家等

所在地

所有者（管理者）の住所及び氏名

2 認定を取消した理由

3 連絡先

年 月 日

様

長浜市長

管理不全空家等認定取消通知書

あなたが所有（管理）する下記の空家等は、必要な措置を講じられ、空家等の状態が改善されたことにより、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項に定める「管理不全空家等」とする認定を取り消しましたので通知します。

ご不明な点がありました場合は、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 対象となる空家等

所在地

所有者（管理者）の住所及び氏名

2 認定を取消した理由

3 連絡先

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。